

居宅介護支援契約書

お客様と株式会社ディーブ(以下、『ディーブ』とします。)は、お客様に対して、ディーブが提供する指定居宅介護支援(以下、『サービス』とします。)について、次のとおり契約(以下、『本契約』とします。)を締結します。

第 1 条 (契約の目的)

ディーブは、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、お客様が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、お客様に対し適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、その他の事業者、関係機関との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

第 2 条 (契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日とします。
但し、契約期間満了日以前にお客様が要介護状態(要支援状態)区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
- 2 上記契約期間満了日の7日以上前にお客様から更新拒絶の申し出がない場合、又はディーブからお客様に対して、書面による契約終了の申し出がない場合には、本契約は2年毎に自動更新されるものとし、その後も同様とします。
- 3 お客様から更新拒絶の意思表示された場合は、ディーブは、他の事業者の情報を提供する等、必要な措置をとります。

第 3 条 (居宅サービス計画の立案)

ディーブは、介護保険法に定める介護支援専門員を担当者として指定し、居宅サービス計画を作成します。介護支援専門員は居宅サービス計画の作成にあたり、次に掲げる事項を遵守します。

- 1 お客様の居宅を訪問した上でお客様及びお客様のご家族に面接し、解決すべき課題の把握に努めること。
- 2 お客様又はお客様のご家族に対し、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を、適正に提供すること。
- 3 お客様の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保険医療サービス又は福祉サービス等の利用も含めて居宅サービス計画に位置付けるよう努めること。
- 4 お客様及びお客様のご家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、サービスの提供上の留意事項等を明記した居宅サービス計画の原案を作成すること。
- 5 前号の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、当該原案の内容についてお客様又はお客様のご家族に説明し、お客様から文書による同意を得ること。
- 6 居宅サービス計画を作成した際は、遅滞なくお客様へ当該サービス計画書を交付すること。
- 7 お客様が医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

第 4 条（居宅サービス計画作成後の援助）

- 1 ディープは、居宅サービス計画の作成後、お客様及びお客様のご家族と継続的に連絡をとり、お客様の実情や居宅サービス計画の実施状況等の把握を行います。
- 2 ディープはお客様の解決すべき課題の変化が認められた場合等、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- 3 ディープは、お客様の意思を踏まえて、要介護（要支援）認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第 5 条（介護保険施設等入所への支援）

ディープはお客様が介護保険施設等への入院又は入所を希望した場合、お客様に適切な介護保険施設等の紹介、その他必要な援助を行います。

第 6 条（利用料）

指定居宅介護支援の提供に関する利用料は重要事項説明書のとおりです。

第 7 条（お客様の解約権）

- 1 お客様は、7日以上予告期間を設けることにより、ディープに対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。
- 2 お客様は、次の各号のいずれかに該当する場合は前項の規定にかかわらず直ちに契約を解約することができます。
 - ① ディープが、正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠った場合。
 - ② ディープが、第13条に定める秘密保持義務に違反した場合。
 - ③ ディープが著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められる場合。

第 8 条（ディープの解約権）

- 1 ディープは、次の各号のいずれかに該当する場合は、文書により2週間以上の予告をもって、この契約を解約することができます。
 - ① お客様が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、ディープの再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった場合。
 - ② お客様がディープの定める通常の事業の実施地域外へ転居し、事業所において指定居宅介護支援の提供が困難であると見込まれる場合。
- 2 ディープは前項によりこの契約を解約する場合には、必要に応じてお客様が住所を有する市町村等に連絡を取り、解約後もお客様の健康や生命に支障がないよう、必要な措置を講じます。

第 9 条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 1 第2条第2項に基づき、お客様から本契約を終了させようとする意思表示があり、契約の有効期間が満了した場合。
- 2 第7条第1項に基づき、お客様から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- 3 第7条第2項に基づき、お客様から解約の意思表示がなされた場合。
- 4 第8条第1項に基づき、ディープから解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合。
- 5 お客様が（介護予防）（地域密着型）特定施設入居者生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護を受けることとなった場合。
- 6 お客様が死亡したとき。

第 10 条（ディープの損害賠償義務）

- 1 ディープは、お客様に対するサービスの提供にあたって、お客様又はお客様のご家族の生命・身体・財産又は名誉に損害が発生した場合は、速やかにお客様又はお客様のご家族に対して損害を賠償します。但し、ディープに故意過失がなかった場合はこの限りではありません。
- 2 前項の場合、お客様又はお客様のご家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

第 11 条（お客様の損害賠償義務）

- 1 お客様及びそのご家族は、お客様及びそのご家族の責に帰すべき事由により、ディープ又はその従業員の生命・身体・財産又は信用に損害が発生した場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。
- 2 お客様及びそのご家族は、家屋の内外に問わず、お客様及びそのご家族が飼われている犬、猫その他のペットが、ディープの従業員に危害を及ぼし又は負傷等をさせた場合には、本件に関する治療費を含む損害賠償の責任を負うものとします。

第 12 条（秘密保持）

- 1 ディープ及びディープの従業員は、正当な理由がない限り、お客様に対するサービスの提供にあたって知り得たお客様又はお客様のご家族の秘密及び個人情報情報を漏らしません。
- 2 ディープは、ディープの従業員が退職後、在職中に知り得たお客様又はお客様のご家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- 3 ディープは、お客様及びお客様のご家族の個人情報について、お客様の居宅サービス計画立案のためのサービス担当者会議並びに介護支援専門員と指定居宅サービス事業者等との連絡調整において必要な場合に限り、お客様及びお客様のご家族の同意を得た上で必要最小限の範囲内で使用します。
- 4 第1項の規定にかかわらず、ディープは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律(平成17年法律第124号)に定める通報を行うことができるものとし、その場合、ディープは秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第 13 条（苦情解決）

- 1 お客様又はお客様のご家族は、ディープが提供した指定居宅介護支援又は居宅介護サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情がある場合には、重要事項説明書に記載されたディープの相談窓口及び関係機関に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
- 2 ディープはお客様又はお客様のご家族から苦情の申し出があった場合は、迅速かつ適切に対処することとし、必要に応じてサービスを点検し、関連機関との連絡調整を行います。
- 3 ディープは、お客様が苦情の申し出を行ったことを理由としていかなる不利益な取り扱いもいたしません。

第 14 条（虐待防止）

ディープは、お客様の人権の擁護・虐待の防止に努めるものとします。

第 15 条（サービス内容等の記録作成・保存）

- 1 ディープは、お客様に対する指定居宅介護支援の提供に関する書類を整備し、その完結の日から5年間保存します。
- 2 お客様及びお客様の家族は、ディープに対し、いつでも前項の記録の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、ディープはお客様に対して、実費相当額を請求できるものとします。

- 3 ディープは、契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得た上で、お客様の指定する他の居宅介護支援事業者へ、第1項の記録の写しを交付できるものとします。

第 16 条（契約外条項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法その他関係法令の定めるところを尊重し、お客様及びディープの協議により定めます。

本契約を証するため、本書は2通作成し、お客様及びディープ双方が記名及び押印の上、各1通を保管するものとします。

同 意 日 令和 年 月 日

お 客 様	住所 〒 —
	氏名 印

代 理 人	住所 〒 —
	氏名 印

署名代行人	住所 〒 —
	氏名 印

立 会 人	住所 〒 —
	氏名 印

連帯保証人	住所 〒 —
	電話番号
	氏名 印

(お客様との続柄)

サービス提供事業所

ディープ	住所 〒914-0803
	福井県敦賀市新松島町1番26号 ヴァンヴェールG
	TEL(0770)47-6605 FAX(0770)37-1162
	名称 株式会社 ディープ 代表取締役 余座 寛之 説明者 ディープ介護マネジメント 葛見 佐斗子 印